



市の私債権に関する管理について

市の財政状況を取り巻く環境が厳しさを増す中、未収債権に対する取組については、より一層の強化が求められています。このことから、市の私債権について、その適正な管理に必要な手続や基準を明確にする必要があります。

今後、台帳の整備や計画的な滞納整理を進め、より効果的な債権の回収を行うとともに、強制執行してもなお回収できない債権や時効期間が経過した債権等については、債権放棄を行い、市の私債権の適正な処理を行うため、平成24年3月定例会に当該条例案の提出を予定しています。